

学生納付特例に関する研究

拓殖大学政経学部 白石浩介ゼミナール3年 年金班, 2024年11月

佐藤 一遥、岩澤 功輝、高橋 遥風、鈴木 亮助、吉田 空翔、邵 雨晴、布川 拓弥

1 はじめに

学生たちにとって、公的年金のうちなじみのある学生納付特例制度について調べてみたが、関連する資料が少ないことが分かり、自分たちなりに研究することにした。学生納付特例制度とは、経済的に困難な学生が国民年金保険料の支払いを猶予できる制度である。そこで本研究の問題意識として、以下の5つを設定した。

1. 学生納付特例制度とはどのような制度なのか？
2. 学生納付特例制度の歴史はどうなっているのか？
3. 先行研究では、何がテーマとなっているのか。
4. アンケート調査の実態により、独自に実態を探る。
5. 学生納付特例制度への政策提案をする。

2 学生納付特例制度の概要

2-1 学生納付特例の対象者

学生納付特例の対象者は、大学ほかの学校に在学している学生である。就業は無いか、あるいは就業していても、収入や就業時間が少ない者である。

2-2 保険料の追納

学生納付特例の承認を受けた期間については、卒業後の10年以内であれば保険料をさかのぼって追納ができる。追納すれば、将来受け取る年金額が増える。学生納付特例の承認を受けた期間の翌年度から、起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、当初の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされるので、保険料がそれだけ高くなる。

2-3 老齢基礎年金の受給資格

老齢基礎年金を受け取るためには、保険料の納付期間が10年以上必要である。学生納付特例制度の承認を受けた期間は、この10年以上という老齢基礎年金の資格期間に含めることができる。ただし、実際に後から保険料を追納しなければ年金はもらえない。そのため上述の10年以内の追納期間が設けられているのである。

2-4 障害基礎年金等の関係

障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給される。つまり、学生納付特例制度の承認を受けておくと、学生時代でも保険料納付期間と同様に年金の受給資格が発生するので、万が一のときの備えとなる。そして、手続きをしていないと、障害が発生した時に年金が受け取れなくなる。

2-5 学生納付特例制度を利用せず保険料を納付するケース

学生納付特例を利用しない場合には、国民年金の保険料を納付する。年金保険料は、まとめて納める前納が得である。前納すると保険料が割引される。口座振替、クレジットカード納付をすると便利であるが、そのためには事前の申し込みが必要である。

2-6 最近時の動向

厚生労働省「国民年金被保険者実態調査」によると、国民年金第1号被保険者に占める学生の割合は、平成17年には約1割であったが、令和2年には2割を超え、現在では5人に1人以上が学生である。多くの学生が学生納付特例制度を利用しているものの、その割合は平成26年の66%をピークにやや減少している。

3 先行研究のサーベイ

3-1 那須川(2023)「学生の保険料滞納を減らすための取り組みについて」

那須川(2023)は、2023年のユース年金学会での発表資料である。那須川は、大学の事務室が学生納付特例の事務代行する制度の存在を指摘した。この制度は適用率の向上に資するが、大学に事務負担が発生するので、その普及がなかなか進まない実情を紹介した。

3-2 吉中・松本(2013)「大学生における国民年金制度の加入の実態と課題」

大学生のうち、学生納付特例を利用しているのは69.6%、第1号被保険者として保険料を納付しているのは20.3%、不明が10.1%である。厚生労働省の統計では、学生納付特例の利用割合は66.0%(2014年「国民年金被保険者実態調査」)であり、両者に大きな差はない。学生納付特例が適用された場合、約6割(60.4%)の学生が卒業後に「必ず自分で追納する」と答えている。制度への加入や保険料の支払いに対して自己責任を感じ、支払義務を認識していることを示している。

3-3 四方・村上・稲垣(2012)「若者の納付行動のデータ分析からの考察」

学生納付特例を利用する決定要因として、本人収入が低い場合には有意に制度を利用するという影響を発見した。また、国民年金の加入者について、保険料を未納する決定要因について検討したところ、本人の貯蓄額が10万円未満の場合に、有意に未納確率が上昇することを確認した。

4 学生納付特例制度の歴史

4-1 国民年金の創設時

1959年に国民年金制度が創設されたが、学生に対する国民年金の扱いは任意加入であり、これが1991年まで続いた。学生には高校生が含まれており、昼間の学生のみであった。

4-2 1991年：学生に対する国民年金への強制加入の導入

強制加入の目的は、顕在化してきた学生無年金による障害者問題の解決であった。この時、免除基準として、親元の収入も勘案するという世帯単位での考え方を採用した。保険料支払いは、親への依存を前提としていた。

4-3 2000年：学生納付特例制度の創設

国民年金制度において、学生の代わりに親が年金保険料を支払うことへの疑問の声が挙がった。それを受けて、社会人になってから年金保険料の追納を認める仕組みの提案が出された。

4-4 学生無年金障害者による、学生無年金訴訟

学生無年金訴訟とは、学生納付特例が導入される以前の任意加入であった時代に発生した無年金を巡る問題である。現在は、学生の未加入者は少数となったので、当時ほどではないが、依然として問題点として残っている。

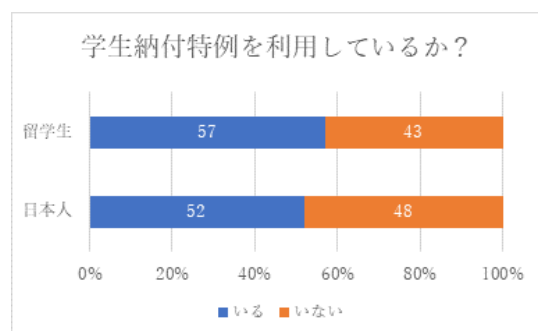
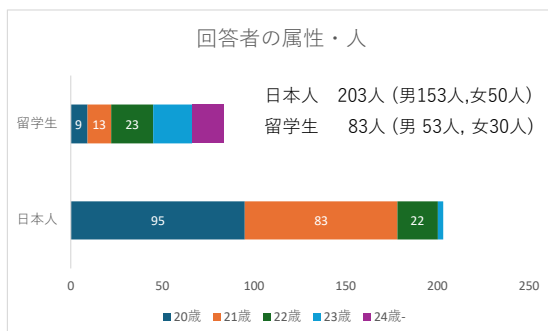
5 アンケート調査の実施

5-1 回答者の属性

大学内で20歳以上の男女学生286人にアンケートした。うち日本人が203人、留学生83人であった。

5-2 学生納付特例の利用状況

日本人学生では利用率は52%であった。半分くらいが利用しており、これはほぼ全国並みである。留学生も同様であった。留学生にも20歳以上には加入義務がある。そして、留学生には、日本の各種制度を適切に利用登録しているかについて、行政機関からのチェックがあるので手続きをしていると思われる

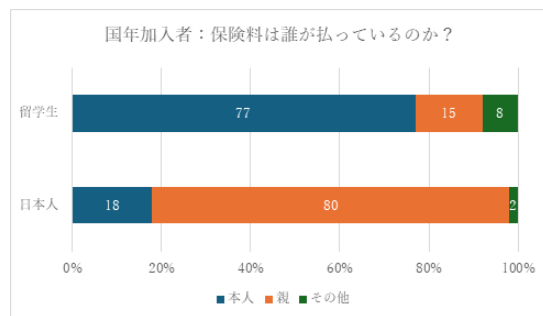
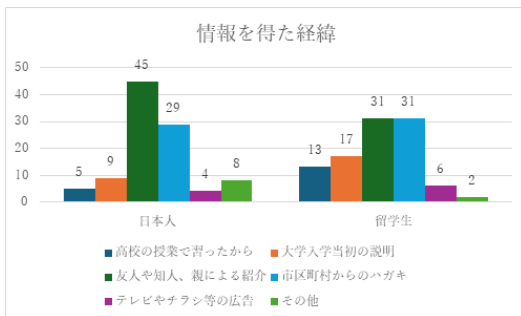


5-3 学生納付特例を知った情報経路（利用者のみ）

日本人学生について、半数は「友人・知人・親による紹介」（45%）であり、家庭でのアドバイスが決め手になっている。これに「市町村からのハガキ」（29%）が続く。行政による情報提供も重要である。一方、「大学入学時の説明」（9%）もあり、学生に毎日接する大学における窓口説明も未加入対策としては有効であることが示唆される。

5-4 保険料の負担者（国民年金の加入者）

学生納付特例を利用せずに、国民年金に加入している人に、誰が保険料を支払っているかを質問したところ「本人」（18%）は2割に留まり、「両親」（80%）と大部分の日本人学生は、本人ではなくて親族である親が保険料を払っていることがわかった。一方、留学生の場合には、本人が負担しているケースが多い。

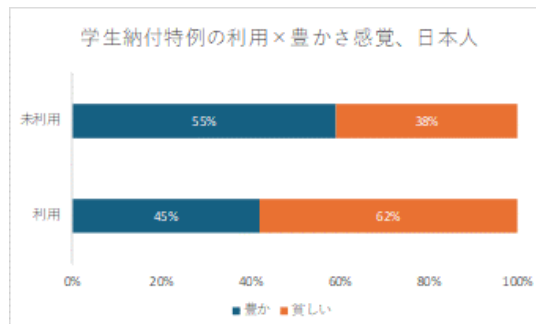
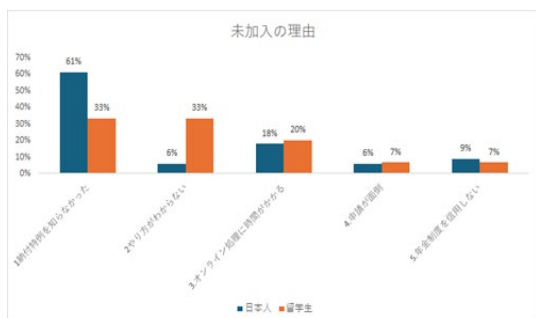


5-5 学生納付特例が未利用、かつ国民年金に未加入である理由

学生納付制度が未利用であり、さらに国民年金にも未加入である者は日本人学生では全体の2割にのぼる。その理由を尋ねた。日本人学生では「知らなかった」（61%）、「申請に手間がかかる」（18%）である。

5-6 学生納付特例の利用の有無×家庭の豊かさ（日本人学生・クロス集計）

家庭の豊かさとは、家庭が経済的に豊かであるかという主観的な評価である。学生納付特例の利用者は、「豊か」（45%）と感じる者が半数以下であり、学生納付特例の未利用者（55%）に比べると低かった。本人および両親に経済的余裕が無いから、学生時代に保険料が納付できず、学生納付特例を利用していることが示唆される。



6 政策提言

6-1 保険料未納者の問題

学生の2割程度が、国民年金に未加入かつ学生納付特例を利用していない。障害年金がもたらえないリスクを減らすために、未加入者を減らさなければならない。大学において事務代りが難しいなかで、制度に関する教育セミナーを実施することが望まれる。

6-2 年金格差の拡大への対応

学生納付特例を利用せず、国民年金に加入している学生は、多くは両親が保険料を納付している。学生は将来に年金がもらえるし、親には所得税において社会保険料控除が適用されて利益が及ぶ。学生納付特例制度が、経済格差を生んでいる。豊かな家庭に対しては、収入基準を設定したうえで社会保険料控除の適用を制限し、所得に応じて控除額を変動させることにより、経済格差の発生を抑制したらどうか。

6-3 学生納付特例利用者の保険料追納

現在の年金保険料の追納方法は、我々の理解では月次方式である。一括追納の導入、追納期間を現行の10年から20年に延長することによる月次の負担額の軽減などが望まれる。さらに追納時の経済状況に応じて、保険料の一部免除があっても良いのではないか。

多くの若者は奨学金返済と年金追納の両方の負債を負っている。そこで、両者の返済を統合して返済できる仕組みを提案したい。計画的に返済しやすくなると思われる。これに経済的に困難な若者向けの軽減措置を追加することにより、月々の返済額を抑制したらどうか。